44.09		さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縁継ぎしたものであるかないかを問わない。）			44.09		さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縁継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
4409.10		［略］			4409.10		［同左］		
		一針葉樹以外のもの					一針葉樹以外のもの		
4409.21		［略］			4409.21		［同左］		
4409.22	000	――熱帯産木材のもの	CM	KG			［新規］		
4409.29		［略］			4409.29		［同左］		
44.10		［略］			44.10		［同左］		
44.11		［略］			44.11		［同左］		
44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10		［略］			4412.10		［同左］		
		一その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが６ミリメートル以下のものに限る。）					一その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが６ミリメートル以下のものに限る。）		
4412.31	000	――少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの	CM	SM	4412.31	000	――少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注２のものに限る。）のもの	CM	SM
4412.33		――その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のうちはんの木（ハンノキ属のもの）、とねりこ（トネリコ属のもの）、ビーチ（ブナ属のもの）、かば（カバノキ属のもの）、桜（サクラ属のもの）、くり（カスタネア属のもの）、にれ（ニレ属のもの）、ユーカリ（ユーカリ属のもの）、ヒッコリー（ペカン属のもの）、栃の木（トチノキ属のもの）、しなの木（シナノキ属のもの）、かえで（カエデ属のもの）、オーク（コナラ属のもの）、プラタナス（スズカケノキ属のもの）、ポプラ若しくはアスペン（ヤマナラシ属のもの）、はりえんじゆ（ハリエンジュ属のもの）、ゆりの木（ユリノキ属のもの）又はウォルナット（クルミ属のもの）のものに限る。）			4412.32		――その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）		
	100	―――ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM		100	―――ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM
	900	―――その他のもの	CM	SM		900	―――その他のもの	CM	SM
4412.34		――その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限るものとし、第4412.33号のものを除く。）							
	100	―――ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM					
	900	―――その他のもの	CM	SM					
4412.39		――その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）			4412.39		――その他のもの		
	100	―――ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM		100	―――ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM
	900	―――その他のもの	CM	SM		900	―――その他のもの	CM	SM
		［略］					［同左］		

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日